三田市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正案</th></tr>
<tr><td>
第1条～第4条　省略
（補償基礎額）
第5条　前条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。
2　前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。
(1)　省略
(2)　消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、8,900円とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。
3～4　省略
第6条～第29条　省略
別表（第5条関係）
補償基礎額表
<table>
<tr><th rowspan="2">階級</th><th colspan="3">勤務年数</th></tr>
<tr><th>10年未満</th><th>10年以上20年未満</th><th>20年以上</th></tr>
<tr><td>団長及び副団長</td><td>12,440円</td><td>13,320円</td><td>14,200円</td></tr>
<tr><td>分団長及び副分団長</td><td>10,670円</td><td>11,550円</td><td>12,440円</td></tr>
<tr><td>部長、班長及び団員</td><td>8,900円</td><td>9,790円</td><td>10,670円</td></tr>
</table>
備考　省略
</td><td>
第1条～第4条　省略
（補償基礎額）
第5条　前条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。
2　前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。
(1)　省略
(2)　消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、9,100円とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。
3～4　省略
第6条～第29条　省略
別表（第5条関係）
補償基礎額表
<table>
<tr><th rowspan="2">階級</th><th colspan="3">勤務年数</th></tr>
<tr><th>10年未満</th><th>10年以上20年未満</th><th>20年以上</th></tr>
<tr><td>団長及び副団長</td><td>12,500円</td><td>13,350円</td><td>14,200円</td></tr>
<tr><td>分団長及び副分団長</td><td>10,800円</td><td>11,650円</td><td>12,500円</td></tr>
<tr><td>部長、班長及び団員</td><td>9,100円</td><td>9,950円</td><td>10,800円</td></tr>
</table>
備考　省略
</td></tr>
</table>